



のぼり旗設置活動

この会は、市として合併以前明科地域にあった青少年育成連絡協議会を引き継ぐ形で作られた個人会員20人、団体会員27団体の代表37人で構成する民間の任意団体で、広く地域住民の総意を結集し、県市の施策とも呼応し、連携を図り、明日の安曇野市を担う心身共に健やかな青少年を育成することを目指しています。

明科地域
青少年育成市民会議

第6号
平成28年10月
編集発行
安曇野市青少年センター
安曇野市教育委員会生涯学習課
事務局：生涯学習課社会教育担当
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
☎0263・71・2000 ☎71・5000

安曇野市

青少年センター
だより

「子どもを性被害から
守るための条例」

長野県議会が7月1日、「子どもを性被害から守るための条例」が可決、成立し、7月7日に施行されました。ただし、第17条から第20条の規定(規制項目)は、平成28年11月1日から施行されます。

長野県は、これまで全国の都道府県の中で唯一、青少年保護育成条例を持たず、住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできた伝統がありました。

しかしながら、大人のモラルの低下やインターネット、携帯電話等の情報通信機器等の飛躍的な発展・普及、都市化の進行による家庭や地域の養育力、教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、阿部知事は2月、「ネットや携帯電話が普及する中で子どもの性被害が増え、看過できない状況にある」と強調し、県として条例を制定する方針を示しました。

よる性行為の禁止(第17条)が定められ、その中では「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、またはその困惑に乗じて、性行為またはわいせつな行為を行ってはならない。」となっており、その罰則として2年以下の懲役または100万円以下の罰金が定められました。その他に、深夜外出の制限(第18条)が定められ、その中では

- ・保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に子どもを外出させないように努めること
- ・何人も、保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを連れ出すことなどを禁止
- ・深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めること
- ・何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めること

といった事が定められています。

「私の歩んだ道」
竹内昌彦先生

8月23日穂高交流学習センター「みらい」において穂高地域青少年育成連絡協議会主催により、8歳で網膜剥離のため失明しながらも、岡山県立岡山盲学校高等部教頭を務めた竹内昌彦先生の講演会が行われました。

竹内先生は、自分の幼少期を振り返り、高熱で視力が低下し、病院で一生活らなると告げられた時、自分を抱きしめながら泣く母親に、これ以上自分のことで悲しませたくはないと子ども心に思ったそうです。小学1年生の時、クラスでいじめに遭い、辛い思いをしたが、それをどのように解決したか、そのエピソードについても語られました。

いじめについて、自分もいじめられたから、その気持ちは分かるが、自殺は絶対にしてはいけない。命は自分一人だけのものではない。命は自分一人だけのものではない。親や周りの人を悲しませることがあってはならないと、強く語られました。

知っておきたい
ネット・スマホの安全教室⑤

個人情報の流出

○SNSやプロフィールの嫌がらせ
SNSやプロフィールなどに安易に自分の氏名や学校名などの個人情報を記載したために、嫌がらせを受ける被害が起きています。

写真を掲載する場合は、位置情報が記録されていないことを確認しましょう。スマートホンのアプリやクラウドサービスでは、サービス間で個人情報や位置情報などを連携させるサービスがあります。設定を確認して、不要な機能はOFFにしましょう。

不正アクセス

○不正アクセス
SNSなどのID・パスワードを他人に利用され、不正アクセス被害にあう事件が起きています。分かりやすいID・パスワードを設定している場合は、解析されて不正アクセスにあうこともありま

す。他人のIDやパスワードを使って、SNSや携帯ゲームサイトな

どを利用することは犯罪です。

IDやパスワードは、たとえ信頼できる友達であっても、教えないようにし、他人から推測されにくいものを設定するとともに、定期的に変更しましょう。

○SNS型チェーンメールによる
情報流出・被害誘発

ブログやSNSで質問に答えて、同じ質問を友達に回す「バトーン」と呼ばれるチェーンメールがあります。チェーンメールとは思われにくい特性があり、個人情報が漏れいってしまうトラブルも起きています。

グループ内の友達を通じて、知らない人に情報が伝わることもあります。一度発信した情報は、誰かにコピーされて広がり続ける可能性があります。完全に削除することはできません。転送を促すメール、メッセージはチェーンメールだと考えて転送しないようにしましょう。

青少年相談窓口をご利用ください

誰にも相談できず一人で悩んでいる児童・生徒の皆さん、子どものことで悩んでいるお父さん、お母さん等、気軽にセンターへ電話ください。メールでの相談も受け付けています。一緒に解決の糸口を見つけましょう。

青少年センターでは、家庭での引きこもり、学校での交友関係やネットいじめ、不登校、万引きや家庭内暴力等の問題行動、自分自身のこと等、青少年に関する相談を受け付けています。

- 電話・面接での相談 ☎71・2462 (月曜日～金曜日：午前9時～午後5時)
- 電子メールでの相談 ✉seishonen@city.azumino.nagano.jp (24時間受付)